

「高齢者交通安全いきいきキャンペーン2015」参加者募集中

このキャンペーンは高齢者の皆様の交通安全を目的とし、無事故認定期間中に交通人身事故の当事者とならなかった方の中から、抽選で100名様に交通安全賞として「3,000円相当の商品券等」(予定)を贈呈するものです。

御参加いただく方は、車を運転するときは事故を起こさないよう十分注意するとともに、夜間等外出するときは必ず反射材を身につけるなど、事故に遭わない心がけをお願いします。

キャンペーン内容

- ①参加資格 県内にお住まいの65歳以上の方
※運転免許証の有無は問いません
- ②参加費 無料
- ③申込期間 平成27年1月20日(火)から平成27年7月31日(金)まで
- ④無事故認定期間 平成27年8月1日(土)から平成27年12月31日(木)まで
- ⑤申込先 各警察署及び千葉・流山免許センターの窓口
- ⑥問い合わせ先 各警察署交通課または千葉県警察本部交通部
交通総務課高齢者対策係
043(201)0110 内線 5044

幼児交通安全教育セミナー参加者を募集します!

幼児交通安全教育を充実させ、幼児の関係する交通事故を防止し、幼児の交通安全教育指導者を育成するための実践的、専門的な研修を実施します。

日時: 平成27年7月24日(金) 13時15分~15時45分

会場: 千葉県教育会館 大ホール(JR外房・内房線本千葉駅から徒歩12分)

内容: 講義1「幼児の特性と交通安全指導のポイントについて」

講義2「交通安全教育の進め方」

講演「子どもに対する効果的な交通安全教育指導について」

定員: 400人(申し込み先着順)

申し込み方法: 電話

申込・問い合わせ先: 県生活安全課 交通安全対策室 電話 043(223)2263



◎交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方は相談してください。臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。なお、生活安全課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

問い合わせ先

- 本所 県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264
- 東葛飾支所 東葛飾地域振興事務所4階 TEL 047-368-8000
- 安房支所 安房地域振興事務所1階 TEL 0470-22-7132

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、生活安全課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

千葉県環境生活部
生活安全課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263



思いやり交通千葉

県内の交通事故	
発生件数	7,767件 (3件)
死者数	68人 (+1人)
負傷者数	9,696人 (+22人)
死者全国ワースト6位 平成27年5月末(前年比)	

第153号 発行:千葉県環境生活部生活安全課 電話 043(223)2263 FAX 043(221)2969

思いやりゆとりは無事故へつづく道



平成26年度JA共済「千葉県小・中学生交通安全ポスターコンクール」 千葉県農業会連合会長賞 池田 瑞輝さん

千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

平成27年夏の交通安全運動が始まります

夏休みに入るこの時期は、子どもたちや若者の解放感から起こる事故や、夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加などによる事故の発生が予想されます。そこで、「事故を起こさない」だけでなく「事故に遭わない」ためにも、一人ひとりが交通ルールを遵守し正しい交通マナーを実践して、交通事故防止の徹底を図りましょう。

実施期間 平成27年7月20日(月)から7月31日(金)まで

スローガン ～ 思いやり ゆとりは無事故へ つづく道 ～



運動の 重点目標

- ① 子供と高齢者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

ゼブラ・ストップ活動

ゼブラ・ストップ活動とは、横断歩道上における歩行者等の優先義務を運転者に対して、周知徹底させることにより、歩行者等の保護を強化することを目的とした活動です。

横断歩道の和製英語であるゼブラゾーンの「ゼブラ」にかけて、「前方」・「ブレーキ」・「ライト」をドライバーに強く意識してもらい、横断歩道手前での確実な「ストップ(一時停止)」を徹底することにより、交通事故に「ストップ」をかけましょう。

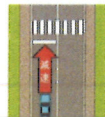
ゼ『前方』

前をよく見て安全運転、横断歩道を発見したら、その周りに歩行者等がいなければ十分注意!



ブ『ブレーキ』

渡ろうとする歩行者等がいるかもしれない場合は、横断歩道の手前で停まれる速度で進もう!



ラ『ライト』

3(サン)・ライト運動
夕暮れ時から夜間にかけて多発している歩行者の道路横断中の事故防止を重点としています。
①ライト(前照灯) 早めのライト点灯、小まめな切り替え
②ライト・アップ(目立つ) 反射材、LEDライト等の活用
③ライト(右) 右からの横断者にも注意 3つのライトを推進して交通事故を防止しましょう。



で道路横断中の交通事故防止!

横断する歩行者がいたら、必ず「ストップ(一時停止)」で交通事故「ストップ」



自転車事故防止のポイント

千葉県における自転車の関係する人身事故は全人身事故の2割以上を占めています。自転車に乗るときは、ルールを守り、安全な運転を心がけましょう。また、車の運転者や歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり、安全を心がけましょう。

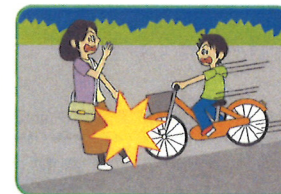
自転車安全利用五則を守りましょう

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を走行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
● 飲酒運転、二人乗り、並進、傘差し運転、携帯電話等使用、ヘッドホン等使用禁止
● 夜間はライトを点灯、信号を守る等
- ⑤ 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用

自転車保険に加入しましょう

自転車は車両です!

近年、自転車が加害者となる交通事故の民事裁判で、数千万円もの高額な賠償金の支払命令が下された事例もあります。万一の自転車事故に備え、自転車保険に加入しましょう。

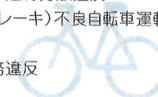


自転車運転者講習制度が始まりました

信号無視、指定場所一時不停止など、政令で定められた14の危険行為を原則として、3年以内に2回以上違反した者は「自転車運転者講習」が義務付けられ、定められた期間(原則として受講命令から3か月を超えない範囲)に受講しない場合は、5万円以下の罰金が科されます。

自転車運転者講習の対象となる危険行為

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 遮断路切立入り
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 酒酔い運転
- 安全運転義務違反



シートベルトの着用を徹底しましょう

あなたや同乗者の命を守るため、すべての座席でシートベルトを着用しましょう。シートベルトは正しく装着すると交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減できます。

6月を「シートベルト・チャイルドシート着用推進強化月間」と定め、6月14日(日)に幕張新都心においてシートベルト着用キャンペーンを実施し、全席での着用徹底を呼びかけました。



昨年の様子